

公共サービスの担い手

募集します

指定管理者

平成28年4月から平成33年3月までの5年間、公共施設の管理や運営を民間事業者などにお任せする指定管理者の募集を下記のとおり行います。

■指定管理者を募集する施設

募集期間 12月1日(火)～平成28年1月12日(火)

グループ番号	施設の名称	利用料金制	公募範囲	問合せ先
1	荘川体育館(荘川町黒谷)	有	市内	スポーツ推進課 ☎35-3157
	活性化施設荘川ドーム(荘川町猿丸)			
	荘川グラウンド(荘川町一色)			
	荘川テニスコート(荘川町一色)			
2	国府文化ホール(国府町広瀬町)	有	市内	生涯学習課 ☎35-3155

※ 利用料金制…施設の使用料を指定管理者の収入とする制度

※ 公募の範囲…応募される団体の主たる事務所(本社・本店など)の所在地

■応募の対象や選定の流れ

指定管理者に応募できるのは企業やNPO法人などの団体で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体がグループとなって応募することもできます。ただし個人が応募することはできません。

応募者は申請書や事業計画書、収支予算書などを提出します。提出された内容は民間の有識者も加わった選考委員会で審査され、最も適すると認められる候補者を選定。その後、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。詳細は各担当課までお問い合わせください。

問合せ先 管財課 ☎35-3135
広報ID 1004012



使用期限迫っています
夢とく商品券

市内の消費拡大と地元企業の活性化を図る景気対策として販売したプレミアム付き商品券「夢とく商品券」の使用期限は12月31日(木)です。期限を過ぎた商品券は払い戻しなどできませんので、期限内にご利用いただきますようお願いいたします。

また、今後の参考とさせていただきます。また、今後の参考とさせていただきます。

商品をご購入いただいた方の中から3,000人を対象に、アンケート調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。回答いただいた内容は事業の効果や分析などに活用します。

●アンケート内容

商品券の購入額
主な利用状況 ほか

問合せ先 商工課 ☎35-3144
広報ID 1005982

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

12月4日から10日は
人権週間です

国際連合で世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」と定められています。日本では12月4日から10日までの1週間を人権週間とし、全国的に啓発活動などが行われ、人権意識の高揚が図られています。

問合せ先 市民活動推進課 ☎35-3412

市では、市民憲章をはじめ、人権意識の高揚のため、さまざまな取り組みを行っています。人権とは一人の人間として生命が守られ、安心して暮らす権利であり、差別を受けずに幸せに生きるための権利で、一人ひとりが生まれながらにして持つ身近で大切なものです。この機会にぜひ人権について考えてみませんか。

ご存じですか? あなたのまちの人権擁護委員

人権擁護委員とは、法務大臣の委嘱を受けたボランティア(高山市では現在26人)で、人権相談の受付やペーパーサート(紙人形劇)の上演による啓発

活動などを行っています。
悩みごとを
ご相談ください

人権に関することでお悩みの方は、人権擁護委員や法務局にご相談ください。人権週間中は特設人権相談所も開設されます。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

※人権相談の日程は毎月1日発行の広報たかやま(今号は19ページ)に掲載しています。

※特設人権相談所についてのお問い合わせは、岐阜地方法務局高山支局 ☎321-0915までお願いします。